

在宅心身障害者（児）福祉手当の見直しに伴うお願い

本制度は、在宅障害者（児）の介護にあたる保護者と、その家族の福祉増進を図ることを目的に、旧那珂町・旧瓜連町独自の事業として、昭和40年代半ばから事業を実施してまいりました。

その後、平成25年に施行された障害者総合支援法に基づき、障害や病気等で支援が必要なかたを対象とした障害福祉サービスや地域生活支援事業が開始されるなど、障がい者（児）をとりまく国や県、市の状況は、事業開始から50年を経て、大きく変化しております。

このことから、令和8年度分から、在宅心身障害者（児）福祉手当制度の見直しを行うことといたしました。

見直し後も、障害福祉サービスや地域生活支援事業をはじめとする、障がい者支援の取組みを今後も引続き進めてまいりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

（1）見直し内容

ア 対象者の見直し

以下の表のとおり、対象者の見直しを行い、障がい児（20歳未満）の介護にあたる保護者については、所得制限をなくし、障害児福祉手当との併給は不可とします。また、障がい者（20歳以上）の介護にあたる保護者について廃止とします。

【現行】				【見直し後】
障がい児	身体障害者手帳他	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	支給額
	1級～3級 4級（一部）他	㉠、A、B	1級、2級	3,000円
	上記のうち、所得制限超過者			0円
	上記のうち、障害児福祉手当受給者			3,000円
障がい者	身体障害者手帳	療育手帳	要介護認定	支給額
	1級、2級 かつ常時介護を必要なもの	㉠、A	要介護4・5	3,000円
	上記のうち、所得制限超過者			0円
	上記のうち、特別障害者手当受給者			3,000円

イ 見直し時期

令和8年8月支給（4月分から）以降より変更となります。

裏面へ続く⇒

Q. なぜ、手当の見直しを行うのですか？

A. 本制度が制定された昭和40年代には、家族に障がい者（児）の介護に努めることを求めるなど、「障がい者の保護はその家族の責任、福祉は行政による措置」とする考え方がありました。しかし、法律の改正により、「障害があっても各種サービスを利用しながら、地域でそのかたらしい生活ができるよう、官民による多様な支援体制を整備する」こととされ、障がい者（児）に対する支援は大きく変化しました。

現在では、障害福祉サービス事業所の増加や、「親亡き後」を見据えた支援を行う地域生活支援拠点事業の開始、この手当の支給対象外となる共同生活援助（グループホーム）を利用するかたの増加など、この手当と関連する支援策にも変化があったことから、対象となるかたの見直しを行いました。

Q. いつから見直しになるのですか？

A. 令和7年度中は現行の制度で実施し、令和8年度から見直し後の新しい制度へ変わります。このため、令和8年4月に支給する3月分までは、いままでどおりの制度ですが、令和8年8月に支給する4月分からは、新しい制度となり、対象者が見直されます。

Q. 見直しにあたって何か手続きは必要ですか？

A. 見直しにあたって手続は不要です。
なお、令和8年4月の支給のため、令和8年3月にも、令和7年12月～令和8年3月に係る今回と同様の現況の調査を行いますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

Q. 「地域生活支援拠点」とは、どのような事業ですか？

A. 地域で生活する障がいのあるかたが、重症化や高齢化、いわゆる「親亡き後」を見据え、家族の急病など困った事態が起きたときなどに、一時的な施設入所や障害福祉サービス等の利用ができるよう、あらかじめ相談を受け、支援する制度です。

那珂市では、令和3年度から開始しています。

対象者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたで、介護保険サービスや障害福祉サービスを利用していないかたになります。

利用には事前登録が必要となりますので、那珂市社会福祉協議会菅谷事務所（029-298-8881）までお問い合わせください。

問合せ先

〒311-0192 那珂市福田1819番地5

那珂市保健福祉部社会福祉課障がい者支援グループ

那珂市役所1階③窓口

TEL029-298-1111 内線126 FAX029-295-4244